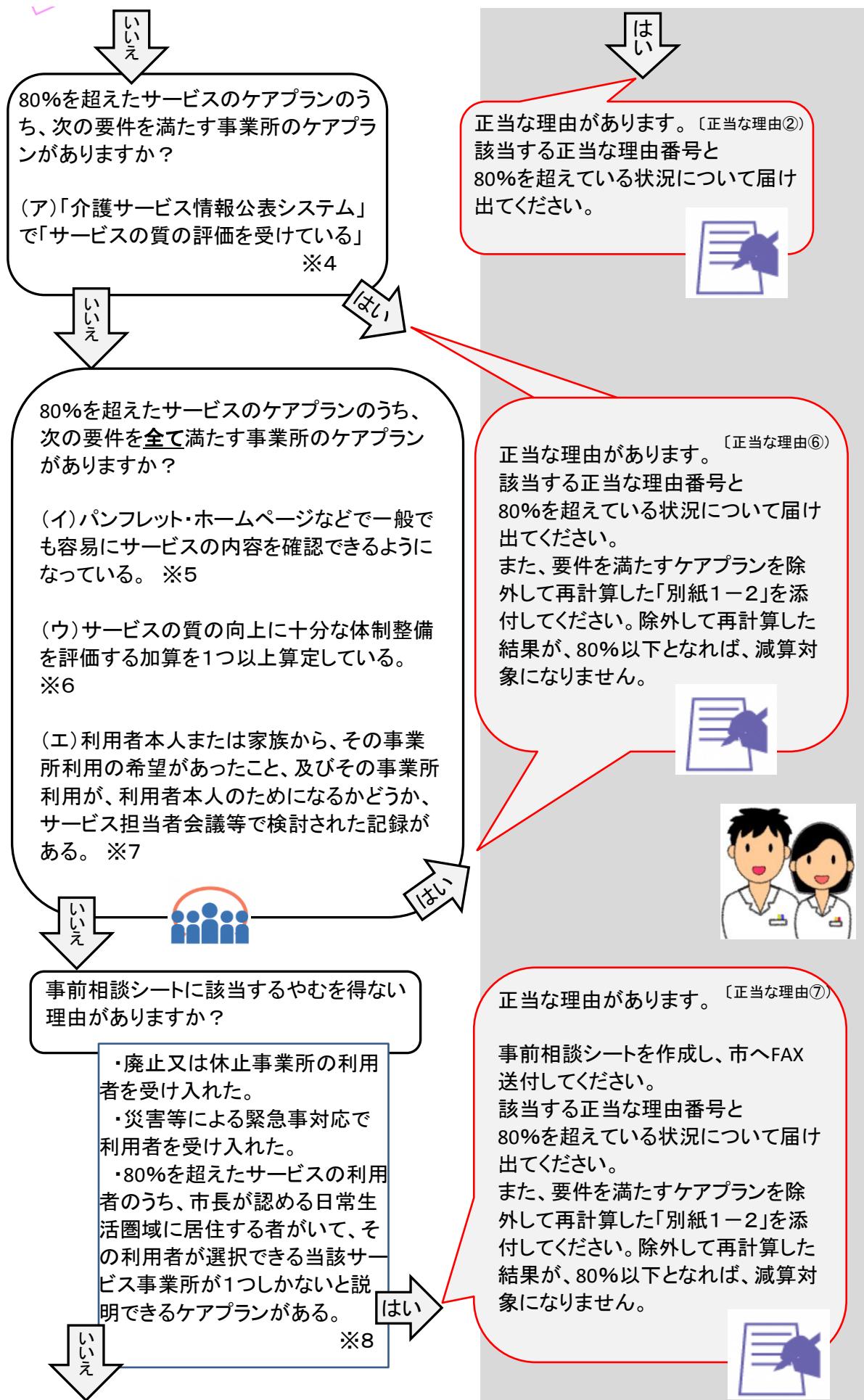


## フローチャート



正当な理由があるかどうか判断できません。

個別に正当な理由に該当するかどうか判断を求める場合は、  
事前相談シートに具体的な事由を記載し、市へFAX送付してください。  
市からの回答を受け、80%を超えている状況について届け出させていただきます。



正当な理由がないと判断された場合は、減算の対象となります。

※1	居宅介護支援事業所の所在地が特別地域加算対象地域であり、体制届で加算算定を届け出ている。新発田市は対象外。
※2	居宅介護支援事業所の所在する日常生活圏域で各サービスで3法人以下の市長の認める地域一覧は別紙2。○が付いている場合のみ。
※3	サービス別事業所の通常の実施地域一覧についての取扱いは、別紙3。このほか、平成27年度に県から居宅介護支援事業所のみに一覧を送付しています。判定シートも利用して、正当な理由②が適用になるかどうか確認してください。判定シート等は市への届出は不要。(県外又は平成27年度以降の状況については、お手数ですが事業所へ直接お問い合わせください。)
※4	サービス事業所が介護サービス情報公表システムでサービスの質の評価を受けている場合は、それ1つで正当な理由ありとする。ただし、システム掲載を申し込んでから掲載されるまでに時間を要することから、市への届出日までに報告している事業所とする。
※5	パンフレット・ホームページなどの公表については、必ずしも利用者が見ることができるかどうかではなく、利用者以外でも情報収集できる状態かどうかで判断可。
※6	サービスの質を向上するのに十分な体制整備を評価する加算についての、対象加算名一覧は別紙4。このほか、居宅介護支援事業所のみにサービス別加算取得一覧を平成27年度に県から送付しています。
※7	検討された記録に記載されているべき内容一覧は別紙5。市への届出は不要。
※8	事前相談シートは別紙6。前期・後期ともに、市への届出締め切り日までの間に届出て、市から回答をもらっていること。



いかがでしたか？  
ご不明な点がありましたら、  
高齢福祉課 介護給付係へ  
お問い合わせください。

【問合せ先】  
新発田市高齢福祉課介護給付係  
電話 0254-28-9201  
FAX 0254-21-1091  
e-mail [kourei@city.shibata.lg.jp](mailto:kourei@city.shibata.lg.jp)